

部長及び参事官

殿

所 属 長

備 二 発 第 8 3 号

令和 6 年 4 月 1 日

5 年保存（口訓）

本 部 長

適切な雑踏警備の実施について（通達乙）

令和 5 年 5 月に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の新型コロナウイルス感染症の位置付けが 5 類感染症に変更されたことを受け、多くの行事等が数年ぶりに開催されているところ、前回の行事等の開催から一定の年数が経過していることにより、主催者、自治体等の担当者間で、これまで培われてきた行事管理や雑踏事故防止のための経験・知見等が十分に引き継がれていないおそれがある。こうした担当者の経験・知見等の不足は、雑踏事故の発生につながるおそれがあるほか、ひとたび雑踏事故が発生すれば、令和 4 年10月に韓国の梨泰院において発生した大規模な雑踏事故と同様、安全・安心をめぐる大きな社会問題となることは避けられない。

適切な雑踏警備の実施における基本的な考え方及び留意事項等については、これまで、「雑踏警備実施要綱の制定について（通達甲）」（平成28年 3 月15日地域発第67号。以下「旧通達」という。）に基づき実施してきたところ、近年の雑踏警備をめぐる情勢を踏まえ、また、雑踏警備を実施するに当たって必要となるテロ対策の観点にも配慮した上で、今般改めて必要な基本的な考え方及び留意事項を整理した。

各位にあっては、下記の事項を踏まえた上で、雑踏事故の絶無を期すとともに、雑踏に乗じて敢行されるテロ等違法行為の未然防止を徹底されたい。

記

第 1 基本的な考え方

一般的に、雑踏事故防止に係る、行事等の主催者及び警察の責務はそれぞれ次のとおりである。

1 主催者

行事等の開催により雑踏を生じさせる原因者として、自主警備を実施すべきであり、雑踏の影響が及ぶと認められる範囲については、会場内だけでなく会場外においても、また、そこが公道であるか否かを問わず、必要な事故防止対策を講じることにより、雑踏事故の未然防止を図る。

2 警察

警察法（昭和29年法律第162号）第 2 条に定められた責務を果たすため、主催者に対し、必要な指導を行うとともに、警察部隊の投入が必要と判断さ

れる場合に、事前には実地調査等必要な準備を行った上で、雑踏警備実施計画を作成し、行事等の当日には主催者又は自治体（以下「主催者等」という。）と連携し、必要な雑踏事故防止対策を講じることにより、雑踏事故の未然防止を図る。

第2 雑踏警備実施に関する体制の確立

1 雑踏警備実施指導官の指定

警備第二課長は、警備第二課の警部以上の階級にある警察官を雑踏警備実施指導官に指定し、次の任務を行わせること。

(1) 雑踏警備実施に関する平素の措置

- ア 過去の雑踏警備実施における問題点等の分析
- イ 前記分析結果を踏まえた、署に対する指導
- ウ 自治体等関係機関との連携（前記分析結果の提供、指導等）
- エ 警備業主管課との連携

(2) 開催が予定されている行事等における雑踏警備実施に関する署に対する指導（雑踏警備実施計画の作成、部隊員の配置運用、実地調査の実施、主催者に対する事前指導等に関する指導）

(3) 雑踏警備実施主任者及び雑踏警備に従事する警察官に対する指導・教養

2 雑踏警備実施主任者の指定

署長は、警部補以上の階級にある警察官を雑踏警備実施主任者に指定し、次の任務を行わせること。

(1) 雑踏警備実施に関する平素の措置

- ア 過去の雑踏警備実施における問題点等の分析
- イ 行事等が行われることが予想される施設の管理者等との連携（平素の指導、開催予定の行事等に関する指導等）

(2) 雑踏警備実施計画の作成

(3) 実地調査の実施

(4) 主催者に対する事前指導等に関する連絡・調整業務

(5) 関係機関に対する働き掛け

(6) 雑踏警備に従事する警察官に対する指導・教養

3 県本部による指導

警備第二課は、署が実施する雑踏警備のうち、一定規模以上の行事等その他の県本部で把握・調整等を行うべき行事等に係るものについては、署から事前に必要な事項を報告させた上で、次の事項を指導すること。

(1) 署が実施する主催者に対する事前指導等の内容

(2) 署が作成する雑踏警備実施計画の内容

第3 事前の措置

1 行事等の早期把握

開催が予定されている行事等に関しては、主催者等からの聴取に加え、インターネット、SNS等の各種媒体を活用し、次の事項について早期把握に努めること。

- (1) 行事等の内容（日時、場所、目的（営利目的の有無を含む。）、住民生活への影響、著名人の参加動向等）
- (2) 主催者（主催者の有無を含む。）、施設管理者及び担当者の連絡先等
- (3) 会場の構造、収容人数、駐車場の有無等
- (4) 最盛時の人出予想数
- (5) 会場への交通手段（鉄道、路線バス、シャトルバス等）
- (6) 狭い道路、人の流れのボトルネックとなる構造を有する箇所等、雑踏事故を防止する観点から懸念のある場所
- (7) 雑踏事故防止に関する主催者等の考え方
- (8) 自主警備態勢（警備員・スタッフの人数、装備資機材等）
- (9) 交通規制の必要性

2 主催者に対する事前指導

主催者に対し、雑踏事故を未然に防止するため、次の事項について、必要な指導を実施すること。

(1) 雑踏事故が起こりにくい行事内容の検討

現在、各種行事は新型コロナウイルス感染症の感染拡大前と同等の態様で開催されているほか、今後はより多くの外国人観光客が各種行事に参加することが見込まれるなど、各種行事への参加人数は新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の水準に近づくだけでなく、場合によってはこれを上回ることが予想される。

このため、雑踏事故の発生は絶対に許されないという考えを前提に、現在の社会情勢も踏まえながら、行事の分散開催又は縮小開催をはじめとした、雑踏事故が起こりにくい行事内容となるよう、必要な見直しを行うこと。

(2) 警備計画の作成

会場等の安全許容人数を把握した上で、道路において参集者を一定の方向へ通行するように誘導するための動線、迂回路、避難場所、立入り・停滞等の禁止区域の設定、警備員の配置人数・場所、広報手段・要領等を定めた警備計画を作成すること。また、当日に天候の変化等の事情で行事内容が急遽変更される場合に備えて、当該変更時における警備計画（以下

「変更時警備計画」という。)についても作成すること。

(3) 十分な警備員・スタッフの確保

十分な警備員・スタッフを確保した上で、個別の場所ごとに、迂回路への誘導、参集者の整理・誘導等の適切な任務を付与すること。特に、参集者が過密となった場合に備え、突発的な運用が可能となる人数の警備員・スタッフをあらかじめ確保すること。

(4) 広報・啓発活動の推進

会場への交通手段に関する情報（最寄り駅、鉄道、路線バス、シャトルバス等の運行情報等）、歩行者の進行方向、迂回路、避難場所及び立入り・停滞等の禁止区域に関する情報、交通規制に関する情報、雑踏事故防止のための留意点（立ち止まらないこと、主催者や警察の指示に従うことなど）等について、広報誌、インターネット、SNS等の媒体を活用して積極的に広報・啓発すること。

特に、外国人観光客向けに、英語をはじめとする多言語での情報発信を推進すること。

(5) 関係機関・団体との緊密な連携

警察、消防、救急、医療、公共交通機関、行事の開催場所を管轄する自治体（以下「管轄自治体」という。）、地元自治会等の関係機関・団体との間で、行事内容、警備計画、広報・啓発活動要領、避難等の突発・重大事案対応要領等をこまめに共有するなど、緊密に連携すること。

3 行事等の主催者が存在しない場合における関係自治体に対する働き掛け

ハロウィーン、年末カウントダウン、スポーツイベント（サッカー日本代表がワールドカップで勝利した場合、特定のプロ野球チームが優勝した場合等）等の特定のイベントにおいては、これを契機とし、駅前、橋、広場等の公の場に多数の者が集まる場合があり、こうした多数の者を主体的に整理誘導する主催者がそもそも存在しない場合には、状況次第で群衆密度が急激に上昇し、雑踏事故が発生する懸念がある。

こうした場合に、当該公の場を管轄する自治体（以下「関係自治体」という。）の中には、雑踏事故の防止に向け、住民等に対し、積極的な情報発信等を実施する自治体がある一方で、雑踏事故防止対策について十分な当事者意識を有していない自治体も一部に見受けられるなど、関係自治体による対応には温度差が見受けられるところである。

このため、関係自治体に対し、雑踏事故を未然に防止するため、次の事項について働き掛けること。

(1) 当事者意識の保持

特定のイベント等を契機として、駅前、橋、広場等の公の場に多くの者が集まることが想定され、かつ、こうした多数の者を主体的に整理・誘導する主催者が存在しない場合には、関係自治体が率先して広報・啓発活動の推進、警察、消防、救急、医療、公共交通機関等の関係機関との総合調整、雑踏事故が起こりにくい環境の整備等を通じ雑踏事故の未然防止を図る必要があることを十分に理解し、当事者意識を持つこと。

(2) 他の関係自治体の取組に関する知見の収集

主催者が存在しない場合における関係自治体の取組として、先進的な雑踏事故防止対策を実施している他の関係自治体から対応要領、教訓事項等を聴取するなど、知見の収集に努めること。

(3) 必要な自主警備措置の実施

前記第3の2(2)及び(3)に規定する警備計画の作成及び十分な警備員・スタッフの確保を実施すること。

(4) 広報・啓発活動の推進

前記第3の2(4)に規定する広報・啓発活動を実施すること。

(5) 雑踏事故が起こりにくい環境の整備

飲酒に伴うトラブル等の発生や、一部の場所で人の流れに滞留が生じることで、雑踏事故が発生する危険性が高まることから、行事等の期間中における路上飲酒の禁止、酒類の販売自粛の呼び掛け等を実施するほか、人が集まりやすいスポットを一時的に閉鎖するなど、雑踏事故が起こりにくい環境の整備を図ること。

(6) 関係機関・団体との総合調整

警察、消防、救急、医療、公共交通機関、地元自治会等の関係機関・団体と緊密に連携した上で、警備計画、広報・啓発活動要領、交通対策、雑踏事故が起こりにくい環境の整備、避難等の突発・重大事案対応要領等について、必要な総合調整を実施すること。

4 主催者又は関係自治体が作成した警備計画等の検討・是正

主催者又は関係自治体が作成した警備計画、広報・啓発活動要領、避難等の突発・重大事案対応要領等については、雑踏事故防止の観点から十分な検討を加えた上で、不十分な点が認められる場合には、必要な是正をするよう指導又は助言するとともに、警察の指導・助言事項については確実に遵守させるよう努めること。

5 実地調査

(1) 環境の変化を踏まえた実地調査

毎年定例の行事等であっても、現場周辺の環境はその都度変化すること

を前提として実地調査を行うこと。特に、開催される曜日や時間帯によって人出は大きく異なることに留意すること。

(2) 幹部による実地調査

雑踏警備現場を管轄する署の幹部は、必ず雑踏警備現場を実地調査した上で、判明した警備上の課題、対策等について、雑踏警備実施計画に適切に反映させること。また、雑踏警備指揮本部を設置する場合は、警備第二課長等の県本部幹部にあっても必ず雑踏警備現場を実地調査した上で、判明した警備上の課題、対策等について、雑踏警備実施計画に適切に反映させること。

(3) 綿密な実地調査

実地調査に当たっては、次の事項を中心に綿密に調査を行い、事件・事故等の原因となる事象の発見及び危険の除去に努めること。

ア 現場及び現場付近の地形・地物、現場周辺の交通機関、交通量、道路の幅員及び照明度並びに気象の状況

イ 建物又は施設の構造及び周辺の状況（収容能力、非常口、退避路及び避難場所の位置関係を含む。）

ウ 警備本部の設置及び部隊の配置に適切な地点

(4) 主催者又は関係自治体との合同での実地調査

実地調査に当たっては、主催者又は関係自治体と合同で実施するよう努めること。その上で、主催者又は関係自治体の警備計画を点検し、必要があれば、不十分な点を是正するよう指導又は助言すること。

(5) 多角的・俯瞰的な視点での実地調査

実地調査に当たっては、必要に応じ、高精度カメラを使用した複数箇所からの撮影や、ドローンを活用した高所からの撮影など多角的・俯瞰的な視点で行うこと。

6 関係機関との連携

主催者又は関係自治体と連携した上で、管轄自治体及び公共交通機関に対し、それぞれ次の事項について粘り強く協力を働き掛けること。

(1) 管轄自治体

ア 補完的な警備措置の実施

行事等における雑踏事故防止については、主催者による自主警備が原則であるものの、主催者の能力次第では、十分な自主警備が実施できない可能性もあることから、主催者による自主警備の内容を踏まえた上で、必要に応じ、補完的な警備措置を実施すること。

イ 広報・啓発活動の推進

前記第3の2(4)に規定する広報・啓発活動を実施すること。

ウ 雑踏事故が起こりにくい環境の整備

参集者の動線上及びその周辺において、雑踏事故が起こりにくい環境の整備を図ること。

例えば、

- ・ 花火大会会場周辺において、観覧場所として指定した場所以外にも花火がよく見える場所があった場合は、参集者が立ち止まってしまう、人の流れが滞るおそれがあることから、当該場所に背の高いパネル、幕等の目隠し措置を講じる
 - ・ 歩道等に放置されている自転車等の障害物を撤去する
 - ・ 突起物、通路の段差等に対する危険防止措置を講じる
- こと。

エ 救急搬送に関する事前調整

熱中症等の急病人が発生した場合に、迅速に病院へ搬送できるよう、搬送先病院の指定や救急車の手配に関する事前調整を実施すること。

(2) 公共交通機関

ア 鉄道事業者

(ア) 事前広報の実施

行事等の当日における電車の運行状況（臨時増発を含む。）、行事等の開催場所から最寄りの改札口の位置に加え、混雑を回避するために早めに到着することが望ましいこと、駅構内では駅員の指示に従うことなどについて、適切に事前広報すること。

(イ) 誘導員の配置

行事等の最寄り駅において乗客の整理・誘導に従事するため、十分な数の誘導員を臨時で配置すること。

(ロ) 臨時改札口の設置

駅の構造等に応じ、臨時改札口を設置すること。

(エ) 改札、コンコース、階段等における整理・誘導

入場制限を行うタイミングや要領等の事前検討、構内における通行区分の明確化、誘導員の配置や資機材の活用による乗客の整理・誘導等を的確に実施すること。

(オ) 放送の活用

駅構内又は車両内において、運行情報、行事等の情報、駅構内における通行要領、雑踏事故防止のための注意事項等を適切に放送すること。

(カ) 臨時増発

行事等の帰路客向けの臨時増発を実施すること。

なお、行事等への往路時間帯に関しては、開始時刻に併せて増発した場合、駅構外、行事等の開催場所及びその周辺において、参集者が短時間に急激に集中する事態にもなりかねないことから、人出がピークになることが予想される時間帯を考慮した上で、会社のウェブサイト等で乗客に対して早めの到着を呼び掛けるなど、人出の増減状況ができる限り平準化する措置を検討・実施すること。

(キ) 警察リエゾンの配置

駅構内の状況をリアルタイムで正確に把握するため、警察リエゾン（警備業務等で他機関でのリエゾン業務を行った経験がある警察官が望ましい。）を駅構内（駅構内に設置されたモニター映像を確認できる執務室での勤務が望ましい。）に配置すること。

(ク) 警察との連絡担当者の指定

警察との連絡・調整が円滑になされるよう、専従の連絡担当者を指定すること。

イ 路線バス事業者

(ア) 事前広報の実施

行事等の当日における路線バスの運行状況（臨時増発を含む。）、行事等の開催場所からの最寄りの停留所の位置、混雑を回避するために早めに到着することが望ましいことなどについて、適切に事前広報すること。

(イ) 誘導員の配置

利用が想定される停留所で乗客の整理・誘導に従事するために、誘導員を臨時で配置・運用すること。

(ウ) 臨時増発

行事等の帰路客向けの臨時増発を実施すること。

なお、行事等への往路時間帯に関しては、開始時刻に併せて増発した場合、行事等の開催場所及びその周辺において、参集者が短時間に急激に集中する結果にもなりかねないことから、人出がピークになることが予想される時間帯を考慮した上で、会社のウェブサイト等で乗客に対し、早めの到着を呼び掛けるなど、人出の増減状況ができる限り平準化する措置を検討・実施すること。

ウ ハイヤー協会

行事等の会場周辺等、行事等の当日に混雑が予想される場所で乗客を

乗降させないこと。

7 雑踏警備実施計画の作成等

(1) 雑踏警備実施計画の作成

行事等の内容、性格、規模、予想される人出等を勘案し、警備部隊の投入が必要と判断される場合には、あらかじめ雑踏警備実施計画を作成すること。その際、実地調査の結果等を踏まえ、雑踏警備実施計画には、警備部隊の配置、指揮命令系統、主催者等との連絡体制、装備資機材の配備、想定される突発・重大事案への対応要領等を含めるなど、周到かつ適切な内容とすること。また、雑踏警備実施計画の作成に当たっては、行事等の内容、人出の予想、地形・地物、交通状況、主催者又は関係自治体による自主警備、国際テロ情勢、各種警備情報、予想される突発事案等を総合的に判断し、かつ、過去の教訓等を十分に活用すること。

なお、警備部隊の配置場所を検討する際には、著しい雑踏が予想される場所、人が転倒しやすい場所等、雑踏事故が発生する危険性が高い場所に重点的に配置するほか、個々の警備部隊員に具体的な任務を付与すること。

(2) 十分な予備部隊の確保

雑踏警備に際しては、当日になって人出が予想を上回る、電車が運休するなど、不測の事態が発生する可能性があることから、必ず十分な数の予備部隊を確保しておくこと。

(3) 報道関係者への対応

報道関係者に対しては、主催者又は関係自治体と連携を図りながら、一般参集者と識別できるよう、報道腕章を着用させるよう手配すること。また、取材場所をあらかじめ指定するなどして警備に支障が生じないようにすること。

8 交通規制

道路における危険を防止するため必要がある場合には、予想される人出に応じて、合理的な参集者の整理対策を立て、必要な範囲にわたる車両の通行禁止又は制限その他の交通規制を実施し、これを事前に広報すること。

特に、参集者が通行することが見込まれる歩道の幅員に対して、予想される人出が多く、これにより滞留等が生じた場合に、雑踏事故が発生する危険性が見込まれるときは、当該歩道に隣接する車道を交通規制した上で、当該車道を歩行者に開放して通行させるなど、参集者の安全に軸足を置いた、雑踏事故が起これにくい交通規制を実施すること。

第4 行事等の当日における措置

1 指揮態勢の確立等

(1) 雑踏警備指揮本部の設置等

県本部においては、行事等の内容、性格、規模、予想される人出等を勘案し、必要に応じ、行事等の当日に雑踏警備指揮本部を設置すること。

管轄署においては、行事等の当日に署雑踏警備実施本部を設置すること。この場合、署雑踏警備実施本部の長は、行事等の内容、性格、規模、予想される人出等を勘案し、署長、副署長、次長又は警備課長とすること。

(2) 幹部による的確なリーダーシップの発揮

署幹部にあつては、警備部隊員に対して、群集心理の特性、関係法令等に関する教養を行うほか、任務、配置場所、活動要領、想定される突発・重大事案への対応要領等について個別具体的に指示するなど、リーダーシップを的確に発揮すること。

(3) 現場指揮官の配置・運用

行事等の開催場所及びその周辺においては、十分な経験・知見等を有する現場指揮官を配置した上で、行事等の進行状況、参集者の集まり具合、駅の混雑状況等の情報を現場指揮官に集約し、必要な現場指揮を行わせること。

なお、行事等の開催場所及びその周辺に加え、駅構内における雑踏事故が懸念されるなどの場合には、複数の場所に現場指揮官を配置すること。

(4) リアルタイム映像の確認

雑踏警備指揮本部及び署雑踏警備実施本部においては、情報通信部門等と緊密に連携した上で、固定カメラ、臨時のモバイルカメラ、ヘリコプターテレビシステム等によるリアルタイムの映像を確認しながら、的確に指揮を行うこと。

(5) 装備資機材の効果的な活用

推進帯（雑踏バンド）、テープ、ロープ、カラーコーン等、参集者の整理・誘導に資する資機材のほか、投光器、夜光チョッキ、手信号に用いる停止灯等の突発・重大事案への対応や受傷事故防止用の装備資機材を効果的に活用すること。

(6) 予備部隊の投入

人出が予想していた数を上回るなど雑踏事故につながりかねない状況が発生した場合には、事態が悪化する前に、先手を打って予備部隊を投入すること。

(7) 主催者又は関係自治体との連絡体制の確保

雑踏状況の変化に応じ、主催者又は関係自治体に対し必要な指導又は働き掛けを確実に行うことができるよう、主催者又は関係自治体が設置する警備本部に警察リエゾンを派遣するなど、必要な連絡体制を確保すること。

2 主催者又は関係自治体に対する指導等

主催者等に対しては、雑踏事故を未然に防止するため、次の事項について、必要な指導又は働き掛けを実施すること。

(1) 警備員の配置・運用状況の確認等

当日の警備員の配置・運用状況、資機材の活用状況等が事前に定められた警備計画どおりであるか否かを確認すること。警備計画と異なる運用がなされている場合には、理由を確認した上で必要な是正等を行うこと。また、天候の変化等の事情で行事等の内容が急遽変更される場合には、事前に定められていた変更時警備計画に沿ったものとなっているか否かなどについて確認し、必要に応じ是正等を行うこと。

(2) 群衆密度の的確な把握等

当日は、警備員を運用し、参集者の動向及び群集密度を的確に把握した上で、拡声器、案内看板、ロープ等の資機材を活用して無秩序な人の往来や滞留を防止すること。また、参集者が過密となってきた場合には、警察と緊密に連携した上で、警備員をして、参集者の分断、進入規制、う回路への誘導等の適切な措置を実施し、参集者の圧力を緩和させることで、雑踏事故の発生を未然に防止すること。

3 警察による現場措置

(1) 参集者の整理・誘導

多数の者が集まる行事等においては、人の流れがぶつかり合うことで滞留が生じ、結果的に雑踏事故へと発展する可能性があることから、人の流れの状況次第では、主催者又は関係自治体と連携した上で、

- ・ 歩道の形状等を踏まえ、資機材を活用するなどして往路と帰路に区分する
- ・ 逆方向に向かう人同士の流れがぶつかってしまい、滞留が生じるおそれが高まっている道路については、警備部隊を躊躇無く投入し、一方からの通行を一旦分断した上で、当該道路において参集者を一定の方向へ通行するよう誘導するとともに、分断した側の参集者をあらかじめ設定しておいた迂回路へ適切に誘導する

など、参集者の整理・誘導を的確に実施すること。

(2) 人の流れを止めない措置

参集者の歩行速度が極端に低下する、又は長時間滞留するなどした場合に雑踏事故が発生する蓋然性が高まることから、主催者又は関係自治体と連携した上で、「立ち止まらないでください」などと継続して呼び掛けるとともに、実際に立ち止まっている者に対しては、口頭で又は警笛を用いて素早く注意喚起するなどし、常に人の流れを止めない措置を実施すること。

(3) 群衆密度を低下させる措置

群衆密度と雑踏事故が発生する危険性との間には正の相関関係があることを踏まえ、常に群衆密度の状況を把握するとともに、群衆密度の状況次第では、主催者又は関係自治体と連携し、

- ・ 参集者の帰路時の会場における規制退場を実施する
- ・ あらかじめ定めておいた迂回路への誘導を実施する

など、群衆密度の上昇を抑えるための措置を的確に実施すること。

(4) 先導誘導

いわゆるバッファロー現象（イベント会場の開門時等、群衆が先を争って走り出す現象をいう。）が予想される場合には、先導誘導（転倒事故を防止するため、群衆の先頭部分にいる参集者を警備部隊員が制止し、ゆっくりと誘導する方法をいう。）を実施すること。

(5) 分断誘導

花火大会会場の最寄り駅等において、帰路客により駅構内が飽和状態になって前進できないなどの場合には、鉄道事業者と意思疎通を図った上、分断誘導（群衆を警備部隊員をして、一定程度のまとまりで一旦分断し、後方から来る参集者の圧力を緩和しながら、先頭のまとまり部分にいる参集者を警備部隊員が順次誘導していく方法をいう。）を実施すること。

(6) 現場広報

雑踏警備実施における現場広報は、参集者を整理・誘導し、雑踏事故を未然に防止する上で極めて有効な手段である。このため、次の事項に留意した上で、主催者又は関係自治体と連携し、現場広報を積極的に実施すること。

ア 広報内容の丁寧な検討

広報内容については、行事等の内容、周辺環境、参集者の年代、性別、国籍等に応じたものとなるよう、行事ごとに丁寧に検討すること。

イ 分かりやすい広報

参集者が広報されている内容を即座に理解することができるように、分かりやすく短い文章を用いて、簡潔明瞭に伝達すること。

ウ 高所からの広報

参集者の流れ、雑踏状況、警備部隊の活動状況を的確に把握するため、可能な限り、立哨台、指揮官車のやぐら等を活用し、高所からの広報を実施すること。

エ 現場の状況に応じた広報

現場の雑踏状況は刻々と変化することから、その時々での広報実施効果を確認しながら、現場の状況に応じた広報を実施すること。

オ 資機材の活用

立看板、表示幕等の視覚的な広報効果が高い資機材を有効に活用すること。

カ 多言語での広報

必要に応じ、外国人参集者が容易に広報内容を理解できるよう、多言語による広報を実施すること。

キ 突発・重大事案の発生を想定した広報要領等の事前検討・策定

雑踏事故の発生、傷病人の搬送、電車の運休その他の突発・重大事案が発生することをあらかじめ想定した上で、必要な広報要領等を事前に検討・策定しておくこと。

ク 毅然とした対応

警察官等の誘導に従わず、その場の秩序を乱し、雑踏事故につながりかねない行動をとる参集者がいた場合には、服装等で当該参集者を確実に特定した上で、毅然とした口調で指導・警告すること。

第5 雑踏事故発生時の措置

雑踏事故が発生した場合には、次の事項に留意した上で、迅速・的確な部隊運用、広報、交通規制等の措置により、被害拡大の防止を図るとともに、被害者を速やかに救助し、事態の早期収拾に当たること。

1 被害状況の早期把握

警察無線やモバイルカメラを活用するなどして、雑踏事故の発生場所、人的被害の状況等について早期に把握すること。

2 被害者の救助

突発部隊を直ちに現場に派遣するなど必要な警察力を雑踏事故の発生場所に集中させ、被害者の救助を最優先に実施すること。

3 二次災害の発生防止

主催者又は関係自治体と連携した上で、行事等の開催場所及びその周辺に配置されている警備部隊員に必要な警備措置を実施させ、雑踏事故の二次災害の発生防止を徹底すること。また、管轄署及び近隣の署から、署内で勤務

中の警察官等を直ちに現場に派遣するなどし、部隊活動の支援等に従事させること。

4 現場広報

現場広報に際しては、参集者の混乱の防止と人心の安定を図るため、主催者又は関係自治体と連携し、参集者に状況を速やかに周知した上で、「落ち着いて行動してください」「走らないでください」などの呼び掛けを落ち着いた声で繰り返し行い、事故の拡大防止への協力を得るように努めること。

5 交通規制等

救急車が被害の現場に迅速に到着できるよう、現場までの救急車の進行方向、現場への到着予定時間等について消防署と緊密に連携しながら、警察官による交通規制・誘導を臨機応変に実施すること。

6 関係機関との迅速な連絡・調整

被害者の救助、二次災害の発生防止等に向け、主催者等、消防、救急、医療、公共交通機関等の関係機関と迅速に連絡・調整すること。

第6 雑踏に乗じて敢行されるテロ等違法行為の未然防止対策

諸外国において多数の者が利用する施設等を標的とするテロ事件が発生していること等を踏まえ、次の事項についても留意すること。

1 ドローン等の無人航空機対策

行事等が航空法（昭和27年法律第231号）第132条の86第2項第4号の「祭礼、縁日、展示会その他の多数の者の集合する催し」に該当する場合には、当該行事等が行われている場所の上空において無人航空機を飛行させることは原則として禁止されており、国土交通大臣の承認を得た場合に限り認められていることについて、ウェブサイトやSNSを通じた事前周知、現地における注意看板の設置、警備員・スタッフによる現場広報等により周知を徹底するよう、主催者又は関係自治体に対し働き掛けること。また、必要に応じ、高所警戒や会場等周辺の高層ビル、空き地等に係る管理者対策のほか、ドローン検知器等を活用するなどして、違法に飛行する無人航空機に適切に対処すること。

2 車両突入防止対策

主催者又は関係自治体に対し、会場等の状況に応じ、参集者保護のための防護柵等の設置を働き掛けるとともに、必要に応じ、車両の物理的阻止に有効な各種資機材を設置・活用すること。

3 専門部隊の前進待機等

行事等の内容、性格、規模、警備情勢等に応じ、爆発物処理、NBCテロ対策、銃器対策及びドローン対策等の専門部隊を前進待機させるほか、警備

犬を運用した事前検索や警戒を実施すること。

4 警察への通報体制の確立

主催者又は関係自治体に対し、不審者や不審物を発見した際の警察への通報要領について事前指導又は働き掛けを徹底すること。

第7 風評等により突発的に生ずる滞留・混乱事案への対応

雑踏事故については、特定の行事等ではなく、偶発的又は意図的な風評等により、予想外の形態や場所で突発的に発生した群衆の滞留や混乱から生じる場合もあることを踏まえ、次の事項についても留意すること。

1 平素からの働き掛け

特に多数の歩行者等が滞留し混雑することが常態となっている場所については、突発的な滞留・混乱の発生をあらかじめ想定し、地元自治体や自治会等に対し、次の事項について働き掛けること。

- (1) 突発的な滞留・混乱が発生した際の警察への速やかな通報の実施
- (2) 拡声器等の放送設備を利用した当該場所の管理者等による群衆への正確な情報提供及び注意喚起
- (3) 警察による広報への協力
- (4) 要所における拡声器等の放送設備及びカメラの設置

2 突発的な滞留・混乱発生時における対応

- (1) 通信指令室等における的確な対応

突発的な滞留・混乱事案の場合は、近接した場所から、短時間に集中的に110番通報が入電することが予想される。こうした場合においては、群衆の滞留・混乱等の特異な状況が生じている可能性があることを念頭に置き、通報内容に応じ、地域、刑事、交通、警備等関係部門との連携に留意しつつ、状況の把握、態勢の確保、消防への通報その他安全確保のための措置を実施するよう、直ちに必要な指令を行うこと。

- (2) 態勢の確保

状況の把握のため、現場周辺の交番・駐在所勤務員、パトカー等を直ちに現場へ派遣するほか、幹部の指揮の下、必要な態勢及び装備資機材を確保するとともに的確な任務付与を行い、現場の状況に応じた必要な措置を実施すること。

- (3) 交通規制の実施

事案の状況を踏まえ、安全を確保する上で必要な範囲にわたる車両の通行禁止又は制限その他の交通規制を速やかに実施すること。

- (4) SNS等を用いた動向の把握

近年発生している突発的な滞留・混乱事案については、その発生は、S

NS等による情報発信に起因している可能性が推測されるほか、事案発生現場の動向等がSNS等を通じ、リアルタイムで配信されることも予想される。警備第二課においては、あらかじめ担当者を指定した上で、SNS等を通じて現場の動向を継続的に把握するとともに、把握した情報を警察官の配置場所の選定等、現場指揮を行う上での参考とすること。

第8 その他

1 結果の検証

(1) 雑踏警備実施結果の検証

雑踏警備の終了後、警備に従事した警察官から、参集者が過度に集中した箇所の有無、警備員・スタッフとの連携状況、警察による警備措置の効果、特異な事案の発生状況等を聴取し、これを集約した上で、当該雑踏警備における雑踏警備実施計画上の課題や改善事項について検証し、次回の雑踏警備に反映できるよう記録化しておくこと。

(2) 主催者、関係自治体及び関係機関との検討会の開催

主催者（委託先の警備会社職員を含む。）、関係自治体及び関係機関と早期に合同検討会を開催し、警察における検証で抽出した課題や改善事項等を共有するとともに、次回の雑踏警備に活用させること。

2 雑踏警備における体調管理

夏季における雑踏警備に際しては、炎天下における長時間勤務となるため、警備に従事する警察官が熱中症となるおそれがあることから、小まめな給水、ペットボトルホルダーの活用を推進するなど、雑踏警備に従事する警察官の体調管理にも十分に配慮した上で取り組むこと。

第9 報告

署長は、雑踏警備を実施する日の15日前までに雑踏警備実施計画を作成し、警備第二課を経由して本職に報告するとともに、雑踏警備終了後は、別記様式「雑踏警備実施結果報告書」により、速やかに報告をすること。

(別記様式省略)